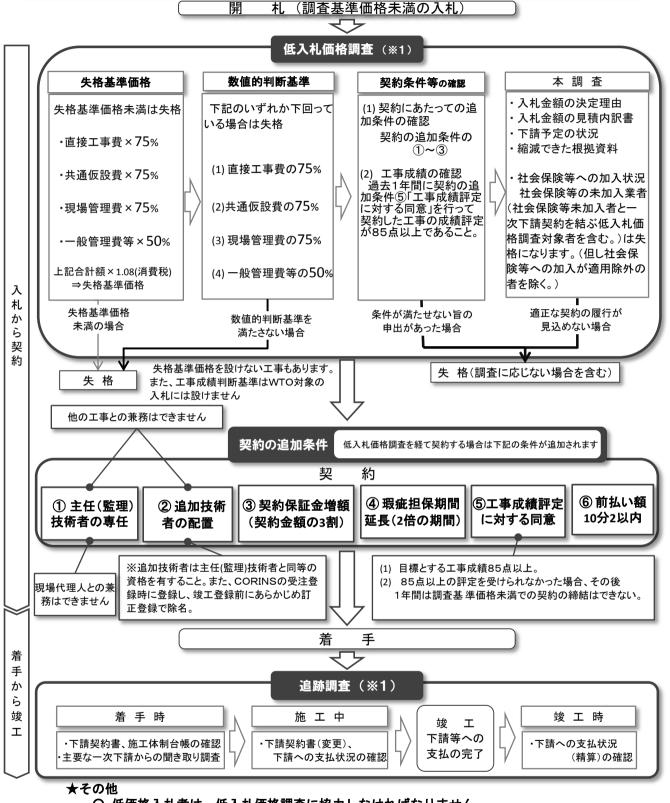
周知事項

埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領「低入札価格調査と追跡調査の概要」



- 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければなりません。
- 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定した期日までに提出しないときは、 契約締結の意志がないものとみなされ失格となります。
- 低入札価格調査を経て契約を締結した工事については、平成29年度以降の埼玉県優秀建設工 事施工者表彰の対象としません。
- ※1 調査の詳細については埼玉県ホームページよりご覧下さい。
 - ホームページアドレス : http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html
 - 〇 両調査共通……「埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領」
 - 〇 低入札価格調査…「低入札価格調査制度及び低入札価格調査の実施方法について」